

構造NEWS



法改正情報 . . .

- ・積雪荷重の強化(来年1月15日施行予定)
<http://goo.gl/TgkTpv>
 ⇒改正法のパブリックコメント、国交省の考え方
<http://goo.gl/YTu98J>

お役立ち情報 . . .

- ・大阪府の構造関係の取扱いや行政庁の取扱要領等
<http://www.cac-osaka.jp/document/law/construction.html>
- ・ERI三重支店で省エネセミナー開催!
<http://www.j-eri.co.jp/siten/siten.html>

ERIの構造Q&A

積雪荷重の法改正がありますが、既存不適格建築物の増築時に注意する点があると聞いたのですが…?



既存部分への遡及適用に、注意する必要があります。増築の際、既存部分の「地震時以外の」安全性を確かめるケースでは令82条第一号の規定により、改正告示第594号を満たす必要があり、そうすると新しい積雪荷重の規定も満たす必要があることとなりますね。



法令クイズ!

真実か?ウソか?

～法第6条の4 四号特例～



四号特例「法6条の4第1項三号」によって一部の設計図書が添付不要となっており、その一部として「令10条三、四号」に「法20条及び令第3章」が記載されている為、構造図書の添付が不要と解釈されている。

ここで問題! 「壁式RC造(平屋120㎡)の倉庫の場合」はこの上記通りに構造図書を未添付とすることができる。
「○真実か、×ウソか」



「壁式RC造」は木造・鉄骨造・RC造等の様に「令第3章に記載のない構造方法」だから四号特例は採用不可で構造図書の添付は**「必要」**!!「×ウソ」だ!



ちょっと待て!!壁式RC造は令80条の2に定める特殊な構造方法によるもので「令10条四号」には「第3章(第80条の2)にあっては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。」と記載されている。

よって大臣が指定する基準に係る部分は四号特例が適用可能となり、その基準「H19告示1119号」の中に壁式RC造(H13告示1026号)も入っている。つまり構造図書は未添付とすることができる。
「○真実」!!だ!!



答えは「×ウソ」で添付が必要だ!!2人共ちょっと注意力が足りないな～。解説は次回にするから読者のみんなも考えてくれ!!



画像は株式会社ワナベエインターテックのLINEスタンプを引用。

編集後記



あけましておめでとうございます。今年もよろしくお祈りします。さて、初詣でお願いごとはされましたか。また、お願いごとは何個でしたか。私は大勢の人がいるなかで一人が何個もお願いすると神様も大変だろうということで、一つだけになっています。「今年一年、健康でいられますように。」



1/7 熱田神宮